

公益社団法人砂防学会砂防学会賞授賞候補者審査要領

(選考委員会)

第1条 砂防学会賞の授賞候補者の審査には、公益社団法人砂防学会表彰規程に基づき設置された砂防学会賞選考委員会がこれにあたる。

(審査の方法)

第2条 論文賞、論文奨励賞、技術賞の各賞の授賞候補者について、各選考委員は次に示す項目について5段階で評価を行い、各選考委員の評価点に基づき砂防学会賞選考委員会は各賞の授賞候補者を理事会に推薦する。

(1) 論文賞ならびに論文奨励賞の研究業績の評価項目

論理性：論旨の展開が明快で、記述も簡潔明瞭であること

新規性：内容に新たな知見が盛り込まれていること

信頼性：結論を信頼するにたる根拠が示されていること

有効性：内容やデータが砂防学の発展に役立つものであること

普遍性：得られた結論等が、時や場所を越えて適用可能であること

(2) 技術賞の技術業績の評価項目

有用性：砂防学及び砂防事業に関する技術や実務の面で有益で信頼できるものであること

独創性および革新性：重要な技術業績であり独創性や革新性が認められること

(3) 総合評価と授賞候補者の推薦

全選考委員の評価点を基に平均評価点を算出し、各賞の授賞候補者の研究業績あるいは技術業績について順位をつけ、理事会に授賞候補者の推薦を行うものとする。

附則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する